

官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）の評価等

I. 評価等の手順

1. 計画書（目論見）の評価

（１）応募グループは、国土交通省港湾局が設置する「官民連携によるクルーズ拠点形成検討委員会」（以下「委員会」という。）において計画書（目論見）の内容に関するプレゼンテーションを行う。委員会は、応募グループの計画書（目論見）の内容の確認を行い、必要に応じて再提出を求める。

（２）委員会は、計画書（目論見）の内容について、評価基準との適合性、具体性、実現性等の観点から評価する。

2. 官民連携による国際クルーズ拠点の形成等

（１）官民連携による国際クルーズ拠点の形成

委員会は、計画書（目論見）の評価案を作成し、国土交通省港湾局長に提出する。

国土交通省は、一定の評価を受けた計画書（目論見）に対し、所要の措置を講ずる。

（２）官民連携による国際クルーズ拠点形成政策のモニタリング

委員会は、当面の間、必要に応じて施策の成果を検証する。

3. 想定スケジュール

平成 30 年 10 月 5 日：募集開始

平成 30 年 12 月 27 日：募集締め切り

Ⅱ. 計画書（目論見）の評価基準

1. 応募者の概要

下記の要件を満たした港湾管理者とクルーズ船社による構成となっていることを確認し、評価する。

(1) 港湾管理者の要件

- ・大型のクルーズ船を受け入れることのできる係留施設・水域施設を有しているか、または同施設を整備する計画を有していること

(2) クルーズ船社の要件

- ・日本への寄港実績及び将来において日本への相当数の寄港計画を有していること
- ・当該港湾を利用する計画を有しているとともに、当該港湾において施設の整備等への投資意欲及び実行性を有していること
- ・直近5年間において当該港湾への一定の寄港実績を有していること
- ・今後10年間、相当数の寄港計画を有していること
- ・他の港湾において官民連携による国際クルーズ拠点の形成を計画している場合には、同計画の円滑な進捗への貢献が認められること

2. 国際クルーズ拠点形成の方針・目標

国際クルーズ拠点形成に向けた当該港湾としての考え方や方向性・具体的な目標が示されていることを確認し、評価する。

- ・当該港湾が目指す拠点形成の考え方や方向性、目標年が具体的に示されていること
- ・当該地域の特性をふまえ、将来の地域発展につながるものとなっていること（地方公共団体の関連する計画等との整合が図られ、地域としてふさわしい計画になっていることなど）
- ・現実的な運営開始年と目標年が設定されていること
- ・国際クルーズ拠点の目標に照らし、クルーズ船の寄港回数等の目標値が妥当なものであること

3. 国際クルーズ拠点施設の整備及び管理の方法

国際クルーズ拠点を構成する施設が計画され、適切な規模設定及び配置計画となっているとともに、現実性を考慮したクルーズ船社が投資する施設等の整備・管理運営方針及び公共施設等の整備に係る考え方、周辺交通対策等が示されていることを確認し、評価する。

- ・国際クルーズ拠点を構成する施設の規模、配置計画が適切であること
- ・現実性を考慮したクルーズ船社が投資する施設の整備・管理運営方針が明示されていること
- ・クルーズ船社が投資する施設が旅客施設の場合、公共的な利用が確保される管理運営方針であること
- ・公共施設の整備方針が明示されていること
- ・周辺交通対策の考え方が明示されていること

4. 締結予定の官民連携国際旅客船受入促進協定に定められる主な内容に関する事項

締結予定の官民連携国際旅客船受入促進協定に定められる主な内容が具体的に示されているとともに、上記2.「国際クルーズ拠点形成の方針・目標」、3.「国際クルーズ拠点施設の整備及び管理の方法」に適合していることを確認し、評価する。

- ・締結予定の官民連携国際旅客船受入促進協定に定められる主な内容について、具体的に示され、連携するクルーズ船社と合意がなされていること
 (例えば「国際旅客船拠点形成港湾に指定された場合には、大要別紙の様式及び内容に基づいて速やかに協定を締結する。」といった合意が、両者署名のうえ、書面によりなされている等連携するクルーズ船社と協定に定められる主な内容について実質的な合意がなされていること。なお、何らかの作業が未了のため、現段階で具体的な内容の記載が出来ない協定事項については、内容の具体化に向けた作業手順等が示されていること)
- ・係留施設の優先的な利用に係る考え方と手順が示されていること
 (優先的な利用を確保する期間、優先的な利用を確保する方法、その他のクルーズ船社の使用の考え方等)
- ・公共性の確保に係る方策について示されていること
- ・記載された内容が、上記2.「国際クルーズ拠点形成の方針・目標」、3.「国際クルーズ拠点施設の整備及び管理の方法」に適合していること

5. 国際クルーズ拠点形成の効果

国際クルーズ拠点形成によって期待される地域への経済効果等が示されていることを確認し、評価する。

- ・経済効果等が定量的に示されていること
- ・その他のソフト面の効果が定性的に示されていること

6. 推進体制

港湾管理者、クルーズ船社、地元の自治体・経済団体等の連携による推進体制を確認し、評価する。